

福島市創業応援利子補給交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、創業を目指す熱意ある者を支援し、市の経済活性化及び雇用の促進を図るため、創業者が借り入れる資金の利子の支払いに要する経費について、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で利子補給のための補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の対象となる融資)

第2条 補助金の対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、次の各号のいずれかに該当する融資とする。ただし、借換資金としての融資は補助金の対象としないものとする。

- (1) 福島県起業家支援保証融資
 - (2) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資
 - (3) 市内民間金融機関が実施する融資であって、前号に規定する融資の標準的な条件に準じるものとして市長が特別に認めた融資
- 2 対象融資の額は、2,000万円を上限とし、この額を上回る対象融資については、これを2,000万円の額の対象融資とみなす。

(補助金の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、前条による対象融資を受けた者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象融資を受けた後速やかに創業（新規創業及び第二創業（福島県起業家支援保証制度要綱中、既に中小事業者であって、新たな分野の事業に進出しようとする場合に限る。）をいう。）し、又は、創業後一年以内に対象融資を受けたこと。
- (2) 福島県信用保証協会の保証対象となる事業を行うこと。
- (3) 市内に本店又は主たる事業所を設置する法人又は個人であって、引き続き市内で事業を営むことが確実と認められること。
- (4) 法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあっては、当該許可認可等に係る登録、届出等を行っていること。
- (5) 市税を滞納していないこと。ただし、市外在住の個人にあっては、当該居住地における市町村税を滞納していないこと。

(補助金の額及び補助金の交付の対象期間)

第4条 補助金の額は、対象融資に係る支払利子（償還の遅延に係る利子支払額を除く。）の額とする。

- 2 補助金の交付の対象期間（以下「交付対象期間」という。）は、対象融資に係る第1回目の償還をした日（以下本項において「初回償還日」という。）から起算して1年とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その期間は、初回償還

日から起算して2年とする。

- (1) 新規創業者が女性である場合、又は、新規創業に係る事業の代表者が女性である場合
- (2) 新規創業に係る事業が、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条に基づき認定された基本計画に定める中心市街地内で開業された場合
- (3) 第二創業する場合

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象融資を受けた後、市長に対し、速やかに補助金の交付の申請（以下本条において「交付申請」という。）を行わなければならぬ。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、交付対象期間が複数年度にわたる場合においては、前項の申請に係る年度以降の各年度の始めにおいて交付申請を行わなければならない。
- 3 前2項の規定により交付申請を行おうとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、交付申請を行わなければならない。ただし、前項に規定する場合においては、第3号から第7号に掲げる書類の提出を省略することができる。
 - (1) 融資契約書の写し
 - (2) 返済予定表の写し
 - (3) 金融機関に提出した事業計画書の写し
 - (4) 個人事業開業届出書（税務署に提出するもの）の写し又は履歴事項全部証明書の写し
 - (5) 許認可等を要する業種にあっては、許可証等の写し
 - (6) 事業所・店舗の位置が確認できる住宅地図等
 - (7) 女性創業者にあっては、住民票の写し
 - (8) 市町村税納税証明書の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

- 第6条 市長は、規則第5条の規定により補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した場合においては、規則第7条の規定により申請者に通知し、交付しないと決定した場合においては、当該不交付の理由を示して申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、各年度における最後の利子支払後、当該年度の3月31日までに、補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 金融機関が発行する当該年度の支払利息証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において交付対象期間が満了した場合、又は、第9条の規定により年度の途中において交付対象期間が満了したものとみなされた場合にあっては、補助対象者は、遅滞なく前項に規定する報告を行わなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第8条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、速やかに規則第15条の規定により補助金の額を確定し、これを補助対象者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象外となる場合)

第9条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該該当することとなった日をもって交付対象期間が満了したものとみなすものとする。

- (1) 対象融資の償還を延滞した場合等で対象融資に係る期限の利益を喪失したとき。
- (2) 対象融資に係る代位弁済を受けたとき。
- (3) 対象融資に係る融資の条件を変更したとき。
- (4) 営業を取りやめたとき。
- (5) 事業所等を市外に転出したとき。
- (6) その他市長が対象外と認めたとき。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付した条件又はこの要綱の規定に反したとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。